

県産米販売・PR 支援事業業務委託仕様書（企画提案用）

1 目的

本事業は、消費者や流通関係者、マスコミ関係者等に対して「つや姫」や「雪若丸」等の県産米の広報・啓発活動等を行い、県産米の認知度向上と販売拡大を図ることを目的とする。

2 事業の内容

以下の業務を県産米販売・PR 支援事業として委託する。

- (1) 県産米 PR スタッフ（以下、「PR スタッフ」という。）によるマーケティング活動と、広報・啓発活動
 - ① SNS 等を活用した「つや姫」「雪若丸」PR の企画及び情報発信の実施
 - ② 流通関係者や消費者への聞き取り調査などによるマーケティング活動
 - ③ 「つや姫」や「雪若丸」等の県産米を取り扱う県内外の百貨店や量販店でのインスタキャンペーンにおける県産米等の広報・啓発活動
(活動日数：首都圏 40 日、東海圏 10 日、関西圏 10 日、県内 30 日程度)
 - ④ 集客が見込まれるイベント等での広報・啓発活動
 - ⑤ マスコミへの表敬訪問等の実施
- (2) 支援スタッフによる県産米のマーケティング活動や販路開拓の支援
 - ① 求評米や販売促進資材等の管理・発送等
 - ② 流通関係者・消費者へのアンケート実施と取りまとめ
 - ③ 消費者の認知度・評価向上や販売促進のためのキャンペーン等における業務支援(応募者情報の集計、SNS での関連情報の投稿、当選者への商品発送 等)
- (3) 上記に業務の遂行に必要な研修会の実施や OJT（職場内実習）による職業訓練

3 委託業務実施の要件

委託業務の実施にあたっては、以下の要件を満たすこと。

- (1) PR スタッフは、山形県内に在住又は山形県出身者とし、2 名以上で活動できる体制を整えること。また、PR スタッフには、接遇及び県産米に関する研修のほか、上記の業務遂行に必要な研修を十分に受けさせること。
- (2) 支援スタッフは、山形県内在住者で、常勤者 1 名以上とすること。
- (3) 経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準に設定すること。
- (4) 労働者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (5) PR スタッフ、支援スタッフについては業務委託締結時（4 月上旬）までに人材を確保できる見込みがあること。

4 対象経費

(1) PR スタッフ活動経費

PR スタッフ日当、研修費、旅費、衣装費、車両費、事務用品費、消費税及び地方消費税等、業務を実施するために必要な経費。

(2) 支援スタッフ活動経費

人件費、事務用品費等、消費税及び地方消費税等、業務を実施するために必要な経費。

(3) 業務管理費

PR スタッフおよび支援スタッフの業務管理に係る経費

(4) 対象経費として認められない経費

- ① 国、県、市町村等の補助金・委託費等により既に支弁されている経費
- ② 土地、建物等を取得するための経費
- ③ 施設や設備を設置・改修するための経費
- ④ 業務と関連性が認められない経費

5 成果品

(1) PR スタッフによる SNS 等活用による広報・啓発活動のほか、キャンペーン・イベント等での広報・啓発活動に関する報告書（以下は主な内容）

- ① SNS 等による広報・啓発活動の実施日、実施内容
- ② SNS 等での情報発信に使用した画像・映像データ
- ③ マーケティング活動結果
- ④ キャンペーン・イベントやマスコミ表敬訪問等の実施日、実施場所、参集者、実施内容

(2) 支援スタッフによる県産米マーケティング活動及び販路開拓支援活動に関する報告書（以下は主な内容）

- ① 求評米や販促資材等の送付実績
- ② 流通関係者・消費者へのアンケートのとりまとめ結果
- ③ 消費者の認知度・評価向上や販売促進のためのキャンペーン等における業務支援実績

(3) 業務の遂行に必要な研修会等に関する報告書（以下は主な内容）

- ① 研修会の実施日、実施場所、講師、参集者、研修内容